

## 目 次

規 則	ペー ジ
2 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則	1
3 新潟県市町村総合事務組合消防団員等福祉事業の実施に関する規則を廃止する規則	19
告 示	
5 新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正	19
6 新潟県市町村総合事務組合消防団員等に係る自動車等損害見舞金の支給に関する規程の廃止	21

## 規 則

次に掲げる規則を別紙の原本のとおり公布する。

平成 31 年 3 月 18 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久 住 時 男

- (1) 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則  
(新潟県市町村総合事務組合規則第 2 号)
- (2) 新潟県市町村総合事務組合消防団員等福祉事業の実施に関する規則を廃止する規則  
(新潟県市町村総合事務組合規則第 3 号)

### 新潟県市町村総合事務組合規則第 2 号

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成 16 年規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（損害補償の請求方法）</u></p> <p>第 3 条 条例第 4 条の規定による損害補償を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、損害補償の種類に応じ、損害補償費支払請求書（別記様式消則第 2 号）に消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「消防基金」という。）の定めた支払請求書の様式等（以下「消</p>	<p><u>（支払請求書）</u></p> <p>第 3 条 補償費の支払請求書の様式は、次の各号に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 療養補償費支払請求書 別記様式消則第 2 号</p> <p>(2) 休業補償費支払請求書 別記様式消則第 3 号</p>

防基金の定めた様式」という。)の例による書類を添えて、市町村長を経由して管理者に提出しなければならない。

2 損害補償費支払請求書には、前項の書類のほか、損害補償費受領委任状兼口座振込依頼書(別記様式消則第3号)を添付するものとする。ただし、2回目以降の請求において損害補償の受給方法に変更がない場合は、添付を省略することができる。

3 同一の負傷又は疾病に係る療養補償及び休業補償についての請求は、1月ごとにするものとする

(3) 傷病補償費支払請求書 別記様式消則第4号

(4) 障害補償費支払請求書 別記様式消則第5号

(5) 介護補償費支払請求書 別記様式消則第5号の2

(6) 遺族補償費支払請求書 別記様式消則第6号

(7) 葬祭補償費支払請求書 別記様式消則第7号

(8) 未支給の損害補償費支払請求書 別記様式消則第7号の2

2 前項の支払請求書には、次の各号に掲げるところによる書類を添付しなければならない。

(1) 各支払請求書の注意事項又は記載心得に定める書類

(2) 消防作業従事者等に係る前項第2号から第4号まで、第6号及び第7号の各号に掲げる支払請求書には、消防作業従事者等の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日及び診断によって疾病の発生が確定した前1年間におけるその者の得た収入の平均月額を証するに足る書類

(療養補償費請求書等の提出)

第4条 同一の負傷又は疾病に係る療養補償費及び休業補償費の支払請求書は、原則として療養又は休業の事実が発生した月以降、毎月その月分を取りまとめ、翌月20日までに提出するものとする。

2 次の各号に掲げる場合においては、前条第2項に規定する添付書類のうち、当該各号に定める書類は、省略することができる。

(1) 同一の事故又は疾病について2回以上

支払を請求する場合 第2回以降の支払請求書に係る添付書類のうち第1回の支払請求書に係るものと同一のもの

(2) 同一の事故又は疾病について同一の期間における療養補償費及び休業補償費を請求する場合 いずれか一方の支払請求書に係る添付書類のうち他方の支払請求書に係るものと同一のもの

(3) 同一の事故又は疾病について同一の期間中に2以上の療養機関において治療を受けたことにより当該同一期間における2以上の療養補償費を請求する場合 いずれか一方の支払請求書に係る添付書類のうち他方の支払請求書に係るものと同一のもの

(4) 傷病補償年金又は障害補償費を請求する場合 同一の事故又は疾病についての療養補償費支払請求書若しくは休業補償費支払請求書に係るものと同一のもの

(5) 介護補償費を請求する場合 傷病補償費支払請求書又は障害補償費支払請求書に係るものと同一のもの

(6) 遺族補償費及び葬祭補償費を請求する場合 いずれか一方の支払請求書に係るものと同一のもの又は同一の事故若しくは疾病についての療養補償費支払請求書若しくは休業補償費支払請求書に係るものと同一のもの

(審査の申立て)

第5条 (略)

(年金証書等の交付)

第6条 管理者は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金の支払の決定を行ったときは、別記様式消則第8号及び別記様式消則第9号による年金証書及び別記様式消則第10号の年金等決定通知書を傷病補償年金を受ける権利を有する者（以下「傷病補償年金の受給権者」という。）及び障害補償年金を受ける権利を有する者（以下「障害補償年金

(審査の申立て)

第4条 (略)

(年金証書等の交付)

第5条 管理者は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金の支払の決定を行ったときは、別記様式消則第4号、別記様式消則第5号又は別記様式消則第6号による年金証書及び別記様式消則第7号の年金等決定通知書を傷病補償年金を受ける権利を有する者（以下「傷病補償年金の受給権者」という。）及び障害補償年金を受ける権利を有す

る者（以下「障害補償年金の受給権者」という。）又は遺族補償年金を受ける権利を有する者（以下「遺族補償年金の受給権者」という。）に交付するものとする。

2 （略）  
（年金等の決定通知）

#### 第6条 （略）

2 （略）  
（療養の現状報告）

第7条 療養補償に係る療養の開始後1年6か月を経過した日において当該負傷又は疾病が治っていない者は、同日後1か月以内に、消防基金の定めた様式の例による療養の現状報告書を市町村長を経由して管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、必要の都度、前項の報告を求めることができる。  
（定期報告）

第8条 傷病補償年金の受給権者、障害補償年金の受給権者又は遺族補償年金の受給権者は、毎年1回、2月1日現在の状況について、管理者の指定する日までに消防基金の定めた様式の例による年金定期報告書を市町村長を経由して管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、必要の都度、前項の報告を求めることができる。  
（異動の届出）

第9条 傷病補償年金、障害補償年金若しくは遺族補償年金の受給権者又は遺族補償年金を受けることができる者（以下「遺族補償年金の受給資格者」という。）について、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、当該受給権者又はその遺族は、遅滞なく消防基金の定めた様式の例による年金に関する異動報告書を市町村長を経由して管理者に提出

受給権者」という。）又は遺族補償年金をうける権利を有するもの（以下「遺族補償年金の受給権者」という。）に交付するものとする。

2 （略）  
（年金等の決定通知）

#### 第7条 （略）

2 （略）

（定期報告書）

第8条 市町村長は、毎年2月1日現在における傷病補償年金の受給権者及び障害補償年金の受給権者又は遺族補償年金の受給権者の現状を、傷病補償年金の受給権者については別記様式消則第11号の2の療養の現状報告書により、その他の受給権者については別記様式消則第11号の定期報告書により、同月末日までに管理者に報告しなければならない。

2 管理者は、市町村長に対して必要の都度、前項の報告を求めることができる。  
（障害等級の変更又は遺族の異動等に関する申請書）

第9条 市町村長は、傷病補償年金の受給権者及び障害補償年金の受給権者又は遺族補償年金の受給権者について、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、遅滞なく別記様式消則第12号による障害等級の変更又は遺族の異動等に関する申請書を管理者に提出しなければならない。

しなければならない。

- (1) 傷病補償年金、障害補償年金若しくは遺族補償年金の受給権者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 傷病補償年金の受給権者の傷病等級に変更があったとき。
- (3) 傷病補償年金の受給権者が死亡したとき。
- (4) 障害補償年金の受給権者の身体障害の程度に変更があったとき。
- (5) 障害補償年金の受給権者が死亡したとき。
- (6) 条例第 13 条第 1 項の規定による遺族補償年金を受ける権利が消滅したとき。
- (7) 遺族補償年金の受給権者と生計を同じくしている遺族補償年金の受給資格者の数に増減を生じたとき。
- (8) 条例第 14 条の規定により遺族補償年金の支給が停止され、又はその停止が解除される事由が生じたとき。
- (9) 同一の事由により支給されていた他の法律による年金の支給額に変更があったとき。

(災害補償記録簿等)

第 10 条 (略)

(補則)

第 11 条 (略)

- (1) 傷病補償年金及び障害補償年金の受給権者の障害の程度に変更があったとき
- (2) 条例第 13 条の規定により遺族補償年金を受ける権利が消滅したとき
- (3) 遺族補償年金受給権者と生計を同じくしている遺族補償年金の受給権者の数に増減を生じたとき
- (4) 条例第 14 条の規定により遺族補償年金の支給が停止され又はその停止が解除される事由が生じたとき
- (5) 同一の事由により支給されていた他の法律による年金の支給額に変更があったとき

(氏名、住所等の変更の届出)

第 10 条 市町村長は、傷病補償年金及び障害補償年金若しくは遺族補償年金の受給権者の氏名、住所等に変更があったときは、その旨を管理者へ届出なければならない。

第 11 条 年金の支払を受ける場合は別記様式消則第 13 号を、休業補償費等の支払を受ける場合は別記様式消則第 14 号を提出しなければならない。

(災害補償記録簿等)

第 12 条 (略)

(補則)

第 13 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記様式消則第2号を次のように改める。

別記様式消則第2号

## 損害補償費支払請求書

年 月 日
新潟県市町村総合事務組合管理者 様
所属市町村等 _____
請求者住所 _____
氏名 _____ (印)
下記のとおり損害補償費の支払を請求します。

損害補償費の請求額合計	円
-------------	---

内訳書等の種類	<input type="checkbox"/> 療養補償費内訳書 ( 枚)	<input type="checkbox"/> 障害補償費変更内訳書 ( 枚)
	<input type="checkbox"/> 休業補償費内訳書 ( 枚)	<input type="checkbox"/> 介護補償費内訳書 ( 枚)
	<input type="checkbox"/> 傷病補償年金内訳書 ( 枚)	<input type="checkbox"/> 遺族補償費内訳書 ( 枚)
	<input type="checkbox"/> 傷病補償年金変更内訳書 ( 枚)	<input type="checkbox"/> 葬祭補償費内訳書 ( 枚)
	<input type="checkbox"/> 障害補償費内訳書 ( 枚)	<input type="checkbox"/> 未支給の損害補償費内訳書 ( 枚)

※損害補償費支払決定額	円
-------------	---

※受理年月日	年 月 日	※支払年月日	年 月 日
--------	-------	--------	-------

### [注意事項]

- この請求書は、市町村等を経由して新潟県市町村総合事務組合に提出すること。
- ※印の欄は記入しないこと。また、該当する「□」にレ印を記入すること。
- 請求者の氏名欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名でもよいこと。
- この請求書に添付する書類  
損害補償の種類に応じ、消防基金の定めた様式の例による書類を添付すること。

別記様式消則第3号を次のように改める。

別記様式消則第3号

損害補償費受領委任状兼口座振込依頼書

年 月 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 様

所属市町村等 \_\_\_\_\_

請求者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

1 療養補償費

療養補償費の受領を下記の受任者に委任します。

委任者の氏名 \_\_\_\_\_ (印)

上記委任に基づき、療養補償費を請求します。

住所

受任者の 医療機関等の名称

氏名 (代表者名) \_\_\_\_\_ (印)

振 込 先	金融機関名	_____銀行 _____支店
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金
	口座番号	No. ....
	ふりがな 口座名義	

2 被災者の振込先

損害補償の種類	左記の損害補償について、下記口座に送金願います。		
<input type="checkbox"/> 療養補償 (                    ) <input type="checkbox"/> 休業補償 <input type="checkbox"/> 介護補償 <input type="checkbox"/> 葬祭補償 <input type="checkbox"/> (                    ) 年金 <input type="checkbox"/> (                    ) 一時金 <input type="checkbox"/> 未支給の損害補償	振 込 先	金融機関名	_____銀行 _____支店
		預金種別	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金
		口座番号	No. ....
		ふりがな 口座名義	

注 1 該当する「□」には、レ印を記入すること。

2 療養補償の具体的な内容、年金、一時金の種類は ( ) に記入すること。

別記様式消則第4号を次のように改める。

別記様式消則第4号

記号      番号

消防団員等公務災害補償  
傷病補償年金証書

受給権者氏名

傷病補償年金年額      金                      円

支給開始年月                      年          月

上記のとおり、新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例によって支給します。

年      月      日

新潟県市町村総合事務組合

管理者              氏              名              印



〔注意事項〕

- 1 この証書は、あなたが新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の規定による傷病補償年金を受ける権利を有することを証するものですから大切に保管して下さい。
- 2 年金は、毎月2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に分割して支払われます。
- 3 あなたの傷病の程度が増減したとき、又はあなたが傷病補償年金の額の改正を請求するときは、この証書を提出して下さい。
- 4 この証書を他人に譲り渡したり、質に入れたり、これを担保にして他人から金銭等を借りることはできません。また、この証書は他人から差押えを受けることはありません。
- 5 この証書を失ったり、破いたり、又は汚したりしたときは、再交付を受けることができます。
- 6 年金の支払いを受けるには、毎年2月1日現在の状況について、管理者が指定する日までに医師の証明を付した定期報告書を提出しなければなりません。
- 7 受給権者が死亡したときは、遺族の方が直ちに、届出及び死亡に関する証明書と共に、この証書を提出して下さい。

別記様式消則第5号を次のように改める。

別記様式消則第5号

記号 番号

消防団員等公務災害補償  
障害補償年金証書

受給権者氏名 \_\_\_\_\_

障害補償年金年額 金 \_\_\_\_\_ 円

支給開始年月 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月

上記のとおり、新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例によって支給します。

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

新潟県市町村総合事務組合  
管理者 氏 名 印

〔注意事項〕

- 1 この証書は、あなたが新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の規定による障害補償年金を受ける権利を有することを証するものですから大切に保管して下さい。
- 2 年金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に分割して支払われます。
- 3 あなたの障害の程度が増減したとき、又はあなたが障害年金の額の改定を請求するときは、この証書を提出して下さい。
- 4 この証書を他人に譲り渡したり、質に入れたり、これを担保にして他人から金銭等を借りることはできません。また、この証書は他人から差押えを受けることはありません。
- 5 この証書を失ったり、破いたり、又はよごしたりしたときは、再交付を受けることができます。
- 6 年金の支払いを受けるには、毎年2月1日現在の状況について、管理者が指定する日までに定期報告書を提出しなければなりません。
- 7 受給権者が死亡したときは、遺族の方が直ちに、届出および死亡に関する証明書とともに、この証書を提出してください。

別記様式消則第5号の2を次のように改める。

別記様式消則第5号の2 削除

別記様式消則第6号を次のように改める。

別記様式消則第6号

記号 番号 \_\_\_\_\_

## 消防団員等公務災害補償 遺族補償年金証書

受給権者氏名 \_\_\_\_\_

遺族補償年金年額 金 \_\_\_\_\_ 円

支給開始年月 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月

上記のとおり、新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例によって支給します。

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

新潟県市町村総合事務組合

管理者 氏 名 印

〔注意事項〕

- 1 この証書は、あなたが新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の規定による遺族補償年金を受ける権利を有することを証するものですから大切に保管して下さい。
- 2 年金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に分割して支払われます。
- 3 あなた又は下記の年金額の加算対象者が、次の事項に該当したときは、直ちに異動に関する申請書とともにこの証書を管理者に提出して下さい。
  - イ 結婚したとき
  - ロ 養子になったとき
  - ハ 離婚したとき
  - ニ 障害でなくなったとき
  - ホ 18歳に達したとき
  - ヘ 死亡したとき
  - ト 生計を同一にしなくなったとき
  - チ 氏名又は住所を変更したとき
- 4 この証書を他人に譲り渡したり、質に入れたり、これを担保にして他人から金銭等を借りることはできません。また、この証書は他人から差押えを受けることはありません。
- 5 この証書を失ったり、破いたり、又はよごしたりしたときは、再交付を受けることができます。
- 6 年金の支払いを受けるには、毎年2月1日現在の状況について、管理者が指定する日までに定期報告書を提出しなければなりません。
- 7 受給権者が死亡したときは、遺族の方が、直ちに届出および死亡に関する証明書とともにこの証書を提出してください。

年金額の加算対象者	年金額の加算対象者

別記様式消則第7号を次のように改める。

別記様式消則第7号

年金等決定通知書										□新規定 □改定	
<div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">様</div> 下記のとおり年金等の支給を決定したので通知します。					年金決定番号						
					年 月 日 新潟県市町村総合事務組合 管理者 <span style="float: right;">印</span>						
消防団等 員	住所 氏名				種別	消防団員 消防作業従事者 応急措置従事者 水防団員 水防従事者 救急業務協力者					
受給権者氏名		生年月日 (年齢)		年 月 日 (才)		団員等との続柄					
年金等の種類											
特殊公務災害 補償基礎額		該当 非該当			支払開始、 改定年月		年 月				
年金決定額		年額 円		各期の年 金		円 × $\frac{2}{12}$ = 円					
特別給付金 決定額		年額 円		支払額 特別給付金		円 × $\frac{2}{12}$ = 円					
遺族補償年金		年金決定額算定の基礎となった遺族の数					傷病補償年金		第 級 号		
		配偶者	子 人	父 母	祖父母	兄弟姉妹 人	孫 人	障害補償年金		第 級 号	
他の法律による 給付との調整		給付を受けている年金等の名称							調整率		
									%		
年金、特別給付金 算定方式		年 金		(補償基礎額) 円 ×		(調整前の年金額) =		(調整率) 円 ×		(調整後の年金額) 円	
		特別給付金		(調整前の年金額)		円 × $\frac{20}{100}$ =				円	
年金支払停止理由											
奨学援護金		支給月額		円		支給対象者					
		各期の支払額		円		続柄		氏 名		在学区分	月 額
											円
就労保育援護金		支給月額		円		支給対象者					
		各期の支払額		円		続柄		氏 名		保、幼別	月 額
											円
年金等改定理由											
備 考											

別記様式消則第7号の2を次のように改める。

別記様式消則第7号の2 削除

別記様式消則第8号を次のように改める。

別記様式消則第8号

<input type="checkbox"/> 団 <input type="checkbox"/> 従事者		災害補償記録簿				認定年月日		新消認第		年月日	
		階級	氏名	生年月日	職業	認定番号	事業	事故発生日時	年月日	時	分
所属団体				年 月 日 ( 歳)							
事故の事由		傷病名		補償基礎額		1年6月を経過する日					
<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 訓練		<input type="checkbox"/> 水害 <input type="checkbox"/> その他 ( )		円		平成		年 月 日			
給付状況											
回数	支払年月日	療養補償費		休業補償費		金額	期間	診療経過		備考	
		金額	期間	金額	期間			治沙	中止		継続
	・ ・	円		円		円					
	・ ・	円		円		円					
	・ ・	円		円		円					
	・ ・	円		円		円					
	・ ・	円		円		円					
	・ ・	円		円		円					
	・ ・	円		円		円					

別記様式消則第9号を次のように改める。

別記様式消則第9号

年金支払原簿

年金

氏名	住所		種別	階級	補償基礎額						
	年 月 日生	年 月 日				勤務年数					
非常勤消防団員等	事故が発生した年月日	決定した日	死亡した日	年 月 日	年 月 日						
		療養開始年月日		年 月 日		年 月 日					
福祉事業	死亡者続柄	資格の変動年月日	変動の事由	備考	他の法令による受給関係						
						年金支払事由発生年月日	年金支給の障害の有無	法令の名称・給付等の種類	支給されることとなった日	年月日	金額
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
認定年度	年金支払決定番号		受給権者氏名		市町村等名						



改定年月	年 月から	年 月から	年 月から	年 月から
補償基礎額	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円×人＝	円×人＝	円×人＝	円×人＝
	円×人＝	円×人＝	円×人＝	円×人＝
	円×人＝	円×人＝	円×人＝	円×人＝
合計	円	円	円	円

改定年月	年 月から	年 月から	年 月から	年 月から
補償基礎額	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円×人＝	円×人＝	円×人＝	円×人＝
	円×人＝	円×人＝	円×人＝	円×人＝
	円×人＝	円×人＝	円×人＝	円×人＝
合計	円	円	円	円

改定年月	補償基礎額 A	遺族の数	補償費の倍数 B	他の法令の調整率 C	年金額		給付金		各期支払額計	改定の事由等
					$(A \times B \times C)$	各期支払額	$(A \times B \times 20/100)$	各期支払額		
備考欄										
										受給者名

別記様式消則第9号（その2）から別記様式消則第16号までを削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に生じた事由について適用し、この規則による改正前の新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例施行規則の規定は、同日前に生じた事由について、なおその効力を有する。

### 新潟県市町村総合事務組合規則第3号

新潟県市町村総合事務組合消防団員等福祉事業の実施に関する規則を廃止する規則

新潟県市町村総合事務組合消防団員等福祉事業の実施に関する規則（平成16年規則第28号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行前に生じた事由については、この規則による廃止前の新潟県市町村総合事務組合消防団員等福祉事業の実施に関する規則の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

## 告 示

### 新潟県市町村総合事務組合告示第5号

新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（平成16年告示第5号）の一部を次のとおり改正し、平成31年3月1日から実施した。

平成31年3月18日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久住時男

2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務の(2) 収納代理金融機関の表南魚沼市事務所の項中

「

	しおざわ農業協同組合	石打支所	
		塩沢支所	
		中之島支所	
		上田支所	

魚沼みなみ農業協同組合	本店
〃	六日町支店
〃	五十沢支店
〃	城内支店
〃	大巻支店
〃	浦佐支店
〃	藪神支店
〃	大崎支店
〃	東支店

」

を  
「

みなみ魚沼農業協同組合	本店
〃	六日町支店
〃	五十沢支店
〃	城内支店
〃	大巻支店
〃	浦佐支店
〃	藪神支店
〃	大崎支店
〃	東支店
〃	石打支店
〃	塩沢支店
〃	中之島支店
〃	上田支店

」

に改め、同表南魚沼郡湯沢町事務所の項中

「

しおざわ農業協同組合	湯沢支所
------------	------

」

を  
「

みなみ魚沼農業協同組合	湯沢支店
-------------	------

」

に改める。

## 新潟県市町村総合事務組合告示第6号

新潟県市町村総合事務組合消防団員等に係る自動車等損害見舞金の支給に関する規程（平成16年告示第3号）は、廃止する。

平成31年3月18日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久住時男

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行前に生じた事由については、この規程による廃止前の新潟県市町村総合事務組合消防団員等に係る自動車等損害見舞金の支給に関する規程の規定は、この規程の施行後も、なおその効力を有する。